

条例改正(案)の概要

第1 理(美)容師法施行条例改正の背景

近年、理容業や美容業においては、消費者ニーズの多様化に伴い、カット専門店やシェービング専門店、出張理(美)容など多様な営業形態が見られるようになりました。

また、新型インフルエンザなどの新たな感染症の出現や、結核や麻しんなどの従来からある感染症が再び注目されるなど、県民の公衆衛生に対する関心や危機意識が高まっています。

こうした状況の変化に的確に対応し、公衆衛生の一層の維持向上を図るため、理(美)容師法施行条例を一部改正し、洗浄設備の設置規定を整備することといたしました。

第2 理(美)容師法施行条例改正の理由及び内容

1 改正の理由

県民の公衆衛生に対する関心や危機意識の高まりを踏まえ、理(美)容業における多様な営業形態等の変化に対応し、公衆衛生の一層の維持向上を図るために改正するものです。

2 改正の内容

理(美)容所に従業者の手指を洗浄するための洗場、器具等を洗浄するための洗場及び洗髪のための洗場を設けることを新たに規定します。

※ただし、洗髪のための洗場の設置については、頭髪にかかる理(美)容行為を行わない理(美)容所については適用しません。

例：シェービング専門店、メイク専門店、まつ毛エクステンション専門店

3 経過措置

改正条例の施行の際、既に営業を行っている理(美)容所については、新たな規定は適用しません。

なお、上記の洗場を設置していない既存の理(美)容所については、今回の条例改正の趣旨に理解を求め、早期の整備を要請してまいります。

4 改正の時期

平成22年4月から施行予定